

寝屋川市空洞化調査業務委託 仕様書

1 業務目的

本業務は、寝屋川市大規模下水道管路特別重点調査等業務委託で、緊急度判定を行った結果、緊急度がⅠ、Ⅱと判定された箇所において、路面下空洞調査車等を使用して路面下の大規模下水道管路施設が起因となる空洞発生の有無を探査することを目的とする。

2 業務期間

契約締結日から令和8年3月30日

3 業務内容

(1) 対象範囲

寝屋川市内一円

(2) 対象施設

1. 339km (別紙 位置図のとおり)

寝屋川市大規模下水道管路特別重点調査等業務委託で、 $\phi 2000\text{ mm}$ 以上の緊急度判定を行った結果、緊急度がⅠ、Ⅱと判定された箇所

(3) 非破壊探査 (一次調査)

空洞探査車による路面下空洞探査

探査深度：2.0m程度

探査幅：2.5m程度

検知能力：縦0.5m×横0.5m×厚み0.1m以上の空洞が検知できるもの

(4) 解析業務

検出した信号について、縦の長さ、横の長さ、路面からの深度、位置データ（緯度、経度、信号箇所番号、路線名称、位置、上下線別、走行車線区分、路肩からの距離）を解析し、整理するものとする。

(5) 報告書の作成

調査に係る成果をとりまとめて報告書を作成するものとする。

ア 報告書 A4版 2部

イ 電子データ 2部

4 再委託の禁止

受注者は、委託業務の処理を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、再委託ガイドラインを遵守し、書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

5 地先住民等との協調

- (1) 受注者は、調査を実施するにあたり、地先住民等に調査内容を説明し、理解と協力を得ること。
- (2) 受注者は、地先住民等からの要望、もしくは地先住民等と交渉があった時は、遅滞なく調査員に申し出て、その指示を受け、誠意を持って対応し、その結果をすみやかに報告すること。
- (3) 受注者は、いかなる理由があっても、地先住民等から報酬、または手数料等を受け取ってはならない。

なお、作業員についても、上記の行為の内容について、十分監督指導すること。

- (4) 使用人等が前項の行為を行った時は、受注者がその責任を負うこと。

6 その他

受託者は、本特記仕様書にない事項、または、本特記仕様書に疑義が生じた場合は、その都度発注者と協議を行い、指示を受けること。